

## 第2 職員の任免・勤務条件等について

### 1 職員の任免に関する状況

#### (1)採用の状況

採用試験年度	採用区分	申込者数	受験者数	最終合格者数	採用予定者
平成25年度	一般事務	38人	35人	3人	2人
	土木技師	5人	4人	1人	1人
	消防士	7人	7人	1人	1人
	全体	50人	46人	5人	4人
平成24年度	一般事務	25人	22人	6人	6人
	土木技師	2人	2人	1人	1人
	保健師	1人	1人	1人	1人
	消防士	17人	15人	3人	3人
	全体	45人	40人	11人	11人
平成23年度	一般事務	24人	20人	3人	3人
	土木技師	8人	8人	1人	1人
	保健師	7人	6人	1人	1人
	消防士	24人	19人	3人	3人
	全体	63人	53人	8人	8人
平成22年度	一般事務	36人	30人	3人	3人

(注) 市立病院採用者を除く

#### (2)退職の状況

年度	定年退職	勧奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
平成25年度	5人	0人	1人	0人	0人	0人	6人
平成24年度	10人	1人	6人	0人	0人	0人	17人
平成23年度	11人	0人	3人	0人	0人	0人	14人
平成22年度	8人	0人	8人	0人	0人	0人	16人

## 2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1)職員の勤務時間の状況(平成25年4月1日現在)

勤務時間	8時30分～17時15分	1日の勤務時間	7時間45分(休憩時間を除く)
休憩時間	12時00分～13時00分(1時間)	1週間の勤務時間	38時間45分
休息時間	平成23年度廃止	週休日	日曜日及び土曜日 (一部施設等を除く)

### (2)休暇制度の状況(平成25年4月1日現在)

休暇の種類	要件／付与日数
年次有給休暇	年20日(平成25年の平均取得日数7.0日)
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ・結核性疾患／医師に診断書に基づき必要と認める期間 ・私傷病／90日を超えない範囲内で医師の診断書に基づき必要と認める期間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 (主な特別休暇) 産前休暇／8週以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 産後休暇／出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間 夏季休暇／7月から9月の範囲内において、原則として連続する3日の範囲内の期間

### 3 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分の状況

年度	降任	免職	休職	降給	合計
平成25年度	0人	0人	1人	0人	1人
平成24年度	0人	0人	1人	0人	1人
平成23年度	0人	0人	0人	0人	0人
平成22年度	0人	0人	1人	0人	1人

(注) 分限処分とは、勤務実績が良くない職員、心身に故障のある職員に対して、公務能率の維持及びその適正な運営を保持するため、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分で、降任、免職、休職、降給の4種類がある。

#### (2) 懲戒処分の状況

年度	戒告	減給	停職	免職	合計
平成25年度	0人	1人 (欠勤による)	0人	0人	1人
平成24年度	0人	1人 (欠勤による)	0人	0人	1人
平成23年度	0人	0人	0人	0人	0人
平成22年度	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 懲戒処分とは、公務員の勤務関係の秩序を維持するための職員の服務義務違反に対し、職員の道義的責任を追及して科する制裁で、法令違反、義務違反など非行のあった場合の処分で、戒告、減給、停職、免職の4種類がある。

### 4 職員の研修の状況(平成25年度)

区分	研修内容等	受講者数
自治研修センター研修	新規採用職員研修、新任課長級研修、新任係長研修、企画力・創造力開発研修、接遇実践研修、一般職員研修ほか	40人
その他研修	やねだん故郷創世塾参加・パソコン研修ほか	19人

### 5 職員の福利厚生の状況(平成25年度)

#### (1) 健康管理に関する取り組み状況

区分	目的	対策
職員の健康保持	職員の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見及び早期治療を促す	毎年度健康診断を実施
職員の安全衛生管理	職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を提供する	産業医・衛生管理者等の選任 定期的に安全衛生委員会を開催

#### (2) 健康診断の実施状況

区分	検査項目等	対象者数	受診者数	受診率
定期健康健診	問診、血圧、視力、尿検査、脂質、肝機能、血液一般、胸部X線、心電図(40歳以上)	174人	174人	100%
人間ドック	1日ドック、2日ドック、脳ドック	-	122人	-

(注) 人間ドックを受診した職員は、当該年度の定期健康診断は、受診させない取扱いとしています。

### (3) 互助会等が実施する福利厚生事業の状況

地方公務員法第42条に基づき、職員の健康、元気回復その他の厚生に関する福利厚生事業を円滑に行うために、枕崎市職員互助会を組織しています。この互助会は、互助会会員(市職員)の会費と市の補助金で運営され、鹿児島県市町村共済組合が行う人間ドック受診事業の人間ドックを受診する職員に対し、その個人負担金の一部を助成しています。現在、互助会が行う福利厚生事業は、健康管理推進事業(人間ドック受診推進事業)のみです。

①枕崎市職員互助会の予算状況(平成25年度)※水道・消防を含む。

会員数 313人 (会員一人当たりの公費補助金額 2,503円)

予算総額 1,447,200円 (うち市補助金 783,400円 会員会費 663,800円)

②枕崎市職員互助会の給付事業内容と状況※水道・消防を含む

給付項目	給付条件	給付内容		受給者数
健康管理推進事業 (人間ドック受診推進事業)	市町村職員共済組合が募集する人間ドック(右欄に掲げるものに限る。)を受診した場合	1日ドック	9,400円 (うち市補助分4,700円)	41人
		2日ドック	16,400円 (うち市補助分8,200円)	60人
		脳ドック	9,400円 (うち市補助分4,700円)	21人

## 6 公平委員会の報告事項

### (1) 勤務条件に関する存置の要求の状況

平成24年度から の繰越件数	新規受付 件数	平成25年度中処理件数				平成25年度 末係属件数
		判定	却下	取下げ	打切り	
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

### (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成24年度から の繰越件数	新規受付 件数	平成25年度中処理件数				平成25年度 末係属件数
		判定	却下	取下げ	打切り	
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件